

優生保護法訴訟大阪高裁判決に対する声明

本日3月23日、大阪高等裁判所第10民事部は、国に対し、優生保護法に基づく優生手術の被害者である控訴人らに慰謝料等の支払いを命じる判決を言い渡した。

本件は、2022年2月22日大阪高等裁判所、同年3月11日東京高等裁判所、2023年1月23日熊本地方裁判所、同年2月24日静岡地方裁判所、同年3月6日仙台地方裁判所、同月16日札幌高裁判決に続く7件目の被害者勝訴判決であり、4件目の高裁での逆転勝訴判決である。

優生保護法及び同法に基づく優生手術がいずれも違憲であり、旧優生保護法の被害者に除斥期間の適用を認めることが著しく正義・公平の理念に反するという司法の判断の流れはいつそう確かなものとなった。

大阪高等裁判所は、国の立法行為及びその後の施策により、障害者に対する根強い社会的な差別や偏見を助長し、優生保護法の対象者が憲法上の権利等を違法に侵害するものであることを認識することを積極的に妨げたと指摘し、さらに、優生保護法訴訟において、国が一貫して優生保護法が対象者の憲法上の権利等を違法に侵害するものであったことを認めず、その立法行為の違法性を争い、除斥期間の適用を主張するなどしてその責任を否定してきたことを指摘した上で、除斥期間について「国が優生条項を憲法の規定に違反していると認めた時、又は優生条項が憲法の規定に違反していることを最高裁判所の判決により確定した時のいずれか早い時期から6か月を経過するまでの間は、除斥期間の経過による効果が発生しない」と判断した。

国に対する、現時点で提訴できていない被害者を含む優生保護法被害者の被害者の被害回復をするべきという強いメッセージである。

本件大阪高裁判決の控訴人も5人のうち2人が亡くなっており、被害回復には一刻の猶予も許されない。

岸田総理大臣が、政府を代表し、優生保護法被害者に面会して直接に被害を聞き、政府が行った非人道的な憲法違反の被害に向き合い、直接に謝罪した上で、国は、本件について上告をせず確定させ、全面解決へ向けた話し合いを開始し、各地訴訟も和解解決等によって終結させるべきである。

当弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想及び障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動することを表明する。

2023年 3月23日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦